

# 差止訴訟からみた安全目標

2019年11月9日

弁護士 豊永晋輔

- I. 原発差止訴訟の現状
  - ◆ 福島事故前後の原発差止訴訟
  - ◆ 民事差止訴訟とは何か
  - ◆ 差止を認める判決の原因
  
- II. トランス・サイエンス
  - ◆ 「科学裁判」
  
- III. 安全目標との関係

# 1. 原発差止判決の現状

	裁判所	裁判年月日	結論(○=認容、×=棄却/却下)	主たる争点
女川原発 1・2号機	仙台地方 裁判所判決	平成6年1月 31日	×	①差止請求権の根拠 ②原子炉安全性の意義 ③立証責任 ④本件原子炉の基本設計における安全確保対策により、本件原発は「安全」といえるかなど
志賀原発 2号機	金沢地方 裁判所判決	平成18年3 月24日	○	①差止請求権の根拠 ②原発の安全性の判定基準 ③「具体的責任」の立証責任 ④平常運転時の危険性に基づく差止の可否 ⑤地震・耐震設計について、安全性を欠くかなど
大飯原発 3・4号機	福井地方 裁判所判決	平成26年5 月21日	○	①本件原発に求められるべき安全性 ②立証責任の所在 ③裁判所の審査能力の限界 ④地震による冷却機能の維持（1260ガル～700ガル～0ガル） ⑤使用済み核燃料の危険性など
高浜原発 3・4号機	大津地方 裁判所判決	平成28年3 月9日	○	①主張・立証責任の所在 ②過酷事故対策 ③耐震性能 ④津波に対する安全性能 ⑤テロ対策 ⑥避難計画など
川内原発 1・2号機	福岡高等 裁判所宮崎支部決定	平成28年4 月6日	×	①差止請求権の根拠 ②差止請求権の要件 ③主張立証責任 ④地震の安全対策 ⑤火山の安全対策など
伊方原発 1・2号機	広島高等 裁判所決定	平成29年 12月13日	○	①原発運転差止の根拠 ②原発運転差止の要件 ③立証責任 ④地震に関する安全対策 ⑤火山に対する安全対策など

## □類型

- ✓騒音・振動
- ✓悪臭
- ✓大気汚染
- ✓水質汚濁
- ✓地盤沈下
- ✓ガス爆発の危険
- ✓日照妨害
- ✓眺望侵害
- ✓契約違反（UFJ銀行事件）
- ✓低周波（携帯電話の基地局など）
- ✓河口堰の閉鎖
- ✓感染症・遺伝子などの研究

## □Prosser's Jungle

「おそらくこれ以上のimpenetrable jungleはない。」

「音のなる広告から、パイの中の虫まで含む。」

□差止請求訴訟の件数：あるデータベースだと7136件

□原発差止め以外の事例→原発差止めと同じ事故型  
⇔汚染型

□判断基準：「人格権（生命・身体）侵害の危険性が、具体的危険性であることが必要であり、抽象的・一般的危険性では足りない」

•法律上の明文はないが、判断基準は一応確立している

□では「具体的危険性」とは何か＝「抽象的危険性」とは何か？

⇒「可能性」を具体的／抽象的に二分する＝確率の線引き問題

□なぜ、判断基準は同じなのに、適用結果が異なるのか⇒リスク認知



出典 : P. Slovic, Science 236 (1987)

人間は、「確率」を適切に扱えるのか？

→3つの苦手

1. 確率を扱うのが苦手
2. 微小確率を扱うのが苦手
3. リスク認知が苦手

⇒新規で、恐ろしい技術について、客観的なリスクを過大に評価してしまう。

⇒リスクのモノサシとして、安全目標を

科学に関連するが、科学には決められない問題

法律家から見ると = 科学と法のトランス

科学技術者は裁判・裁判官に過剰な期待

「大岡裁き」は、現代では違法

原子力裁判所構想

『法と科学のハンドブック』

科学・科学者は純粋無垢か？

確率は計測不能

法律家にとっては屈辱的

トランス・サイエンス問題の一種

結論が先にあるのでは？ 「裁判官はわかって  
くれるはず」

⇒ 専門家以外（社会）は安全目標という数値が  
ないと、判断できない

## □ 任意のリスクと比較すること：

- 説得的でない
- 法的に正当化されない

⇒安全目標の策定に当たり、非任意のリスクと比較

## □ 安全目標を策定する機関

- トランス・サイエンス問題
- 「正統性」 legitimacyが必要
- 比較するのであれば、規制分野を横断する

- ◆ 「安全目標がすべての方々から尊重される」(P.2)
  - ・ 「拒絶されない」程度では？
  - ・ 安全目標を知らない方が多数では？
  - ・ 多数決で決めたものを、少数者に強制できる根拠は？
- ◆ 直感的に三層構造を受け入れている (P.6)
  - ・ 安全/非安全の二分法
  - ・ 科学的に正しければ社会が受け入れるという世界観？
- ◆ 「滑稽な安全の姿」(P.7)
  - ・ 原子力は有益という前提→できればゼロリスクがよいと思っている人にどう映るか？
  - ・ コストを考慮するという前提
  - ・ 生命の安全とお金を比較するという批判にどう応答？
- ◆ 定量的リスク水準を出すと我が国の法文化が受容しない、ゼロリスクを望む姿と重なる(P.8)
  - ・ 行政基準には2種類：絶対的な基準/努力目標
  - ・ PRAと連動しない安全目標
  - ・ 嫌がられる情報も出すのが安全文化では？
- ◆ 安全目標そのものではなく surrogate(P.8~)
  - ・ ますます専門技術的に→「社会」が理解できるか？

ご清聴ありがとうございました。